【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【 発 行 日 】 平 成 26年5月22日 (2014.5.22)

【公開番号】特開2012-23352(P2012-23352A)

【公開日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【 年 通 号 数 】 公 開 · 登 録 公 報 2012 - 005

【出願番号】特願2011-132842(P2011-132842)

【国際特許分類】

H 0 1 L 29/786 (2006.01)

[F I]

H 0 1 L 29/78 6 1 8 E H 0 1 L 29/78 6 1 8 B

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月31日(2014.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インジウムを主要成分とする第1の酸化物半導体よりなる第1の半導体層と、 前記第1の半導体層の一方の面に接して設けられ、前記第1の酸化物半導体よりもバンドギャップが大きく、酸素以外の元素におけるガリウムの比率が80%以上でありⅠ型である第2の酸化物半導体よりなる第2の半導体層と、

前記第1の半導体層の他方の面に設けられたゲート電極として機能する導電層と、 前記導電層と前記第1の半導体層の間に、ゲート絶縁膜として機能する絶縁層と、 を有し、

前記第2の酸化物半導体の真空準位とフェルミ準位とのエネルギー差が、前記第1の酸化物半導体の真空準位とフェルミ準位とのエネルギー差よりも大きいことを特徴とする電界効果トランジスタ。

【請求項2】

インジウムを主要成分とする第1の酸化物半導体よりなる第1の半導体層と、

前記第1の半導体層の一方の面に接して設けられ、前記第1の酸化物半導体よりもバンドギャップが大きく、Ⅰ型である第2の酸化物半導体よりなる第2の半導体層と、

前記第1の半導体層の他方の面に設けられたゲート電極として機能する導電層と、

前記導電層と前記第1の半導体層の間に、ゲート絶縁膜として機能する絶縁層と、

を有し、

前記第2の酸化物半導体の真空準位とフェルミ準位とのエネルギー差が、前記第1の酸化物半導体の真空準位とフェルミ準位とのエネルギー差よりも大きいことを特徴とする電界効果トランジスタ。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、

前記第2の酸化物半導体のバンドギャップが6電子ボルト以下であることを特徴とする 電界効果トランジスタ。